

添付法令資料 3 :

法的支援の提供におけるパラリーガルに関する2025年10月2日付
インドネシア共和国法務大臣規則No. 34 (目次)
同年11月3日施行

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 第 1 章 | 総則 (第 1 条及び第 2 条) |
| 第 2 章 | パラリーガルの採用、要件、義務及び権利 (第 3 条ないし第 5 条) |
| 第 3 章 | パラリーガルの法的支援能力及び研修 (第 6 条ないし第 13 条) |
| 第 4 章 | パラリーガルへの権限委譲 (第 14 条ないし第 18 条) |
| 第 5 章 | 監督及び評価 (第 19 条ないし第 23 条) |
| 第 6 章 | 資金調達 (第 24 条) |
| 第 7 章 | 終則 (第 25 条及び第 26 条) |